

／早めに考えてみませんか？／

相続・遺言・任意後見を活用して

# 事前予防の 空き家対策

参加無料  
開催日時

2025年 14:00

2月8日(土) 16:30  
【開場13:30～】



セミナー&  
個別無料  
相談会

少子高齢化が進むなか、地方のみならず東京都内でも空き家が増えています。  
子どもが住む予定のない自宅や、高齢の親が住む実家が空き家になる前に、対策を考えましょう！

予約  
不要

セミナー

会場 6階会議室  
601・602

事前  
予約制

個別無料相談会

会場 5階会議室  
505

14:00～14:10

主催者挨拶

豊島区都市整備部住宅課 東京都行政書士会

定員  
50名

14:10～14:30

「豊島区における  
空き家の現状と対策」

豊島区都市整備部住宅課空き家対策係

14:30～15:30

セミナー  
『相続・遺言・任意後見を活用して  
事前予防の空き家対策』

講師：津田陽一（東京都行政書士会空き家対策特別委員会委員長）

15:30～15:35

セミナー閉会の挨拶

東京都行政書士会豊島支部

14:00～16:30

個別相談会

予約申し込みは  
下記までお電話またはメールください。

12組  
(30分/1組)



会場

としま区民センター

東京都豊島区東池袋1-20-10

セミナー：6階会議室601・602／予約不要（当日先着順50名）

個別無料相談会：5階会議室505／事前予約制（12組）

お問い合わせや個別相談会のご予約はこちらへ

東京都行政書士会 03-3477-2881

<https://www.tokyo-gyosei.or.jp/> 9:00～12:00、13:00～17:00(土・日・祝日除く)

メールでのご連絡は  
akiya-soudan@tokyo-gyosei.com  
メールQRコード▶

共催：豊島区 東京都行政書士会  
東京都行政書士会豊島支部



# あなたのお悩み 行政書士が解決いたします！

## こんなお悩みありませんか？



Q

一人暮らしで持ち家を相続する人がいない。  
どこかに寄付できないか？

A. 遺言書の作成をおすすめします。

Q

空き家を活用して民泊やカフェをしたい。  
開業するにはどうすればいい？

A. 各種許認可の相談や申請はお任せください！



Q

空き家をリフォームして賃貸したいけど、  
費用が高額になりそうで心配。

A. 補助金等を活用できるケースもあります。

Q

高齢の親が施設に入居することに。  
空き家になりそうな実家の財産管理はどうすればいい？

A. 成年後見制度を活用する方法があります。



Q

親の家を相続することになったが、  
住む予定がない。

A. 相続した空き家の利活用を考えてみましょう。

日本行政書士会連合会  
公式キャラクター  
ユキマサくん



## 空き家に関するお困りごととはご相談ください

東京都行政書士会  
市民相談センター

03-5489-2411

電話相談  
12:30~16:30  
(土・日・祝日除く)

ホームページ <https://www.tokyo-gyosei.or.jp/>

お電話でのご相談は無料。個別の業務依頼については一部有料となる場合があります。

【行政書士は街の法律家】

行政書士は、権利義務、事実証明に関する書類作成や行政への許認可手続の専門家です。

遺言書の作成、相続手続のご相談、また法人設立や助成金申請など空き家の利活用に向けて多方面からサポートします。

